

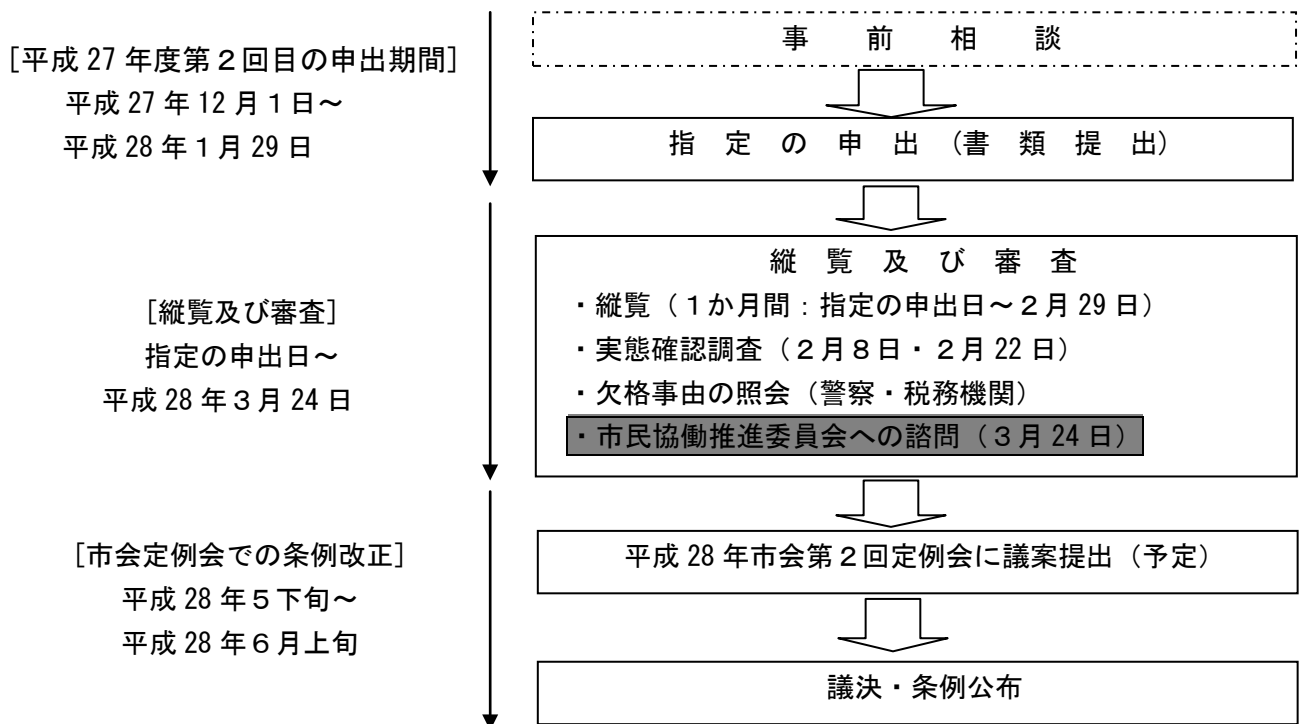
特定非営利活動法人の条例指定について

平成27年度第2回目の申出期間中に次の法人から指定の申出があり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 申出状況

- (1) 申出期間（平成27年度第2回目）
平成27年12月1日（火）～平成28年1月29日（金）
- (2) 申出法人
特定非営利活動法人ワーカーズわくわく
- (3) 指定の基準の適合についての資料
申出法人の概要 【資料1-2】
申出法人の指定基準適合表 【資料1-3】
申出法人の公益要件（指定基準3）の適合について【資料1-4】

2 申出から指定までの流れ



3 参考資料

- (1) 認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み 【参考資料1】
- (2) 条例の改正（予定）の内容について 【参考資料2】

【関係法令】

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第4条第2項（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第17条第1項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	
代表者の氏名	理事長 飯塚 陵子	
主たる事務所の所在地	横浜市瀬谷区瀬谷四丁目 30 番地の 2	
設立年月日	平成 13 年 11 月 22 日	
定款に記載されている目的	<p>本会は、「誰でもが安心して普通に暮らせる町づくり」をめざし、地域の人々に対して「共感」を大切にし、介護及び福祉に関する活動や子育てを支援する活動を行い、お互いに支え合い助け合う豊かな地域社会の構築と、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	
活動分野	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護、介助、家事援助、保育、有償移送サービスなどの在宅福祉サービス事業 2 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 3 介護保険法に基づく居宅サービス事業 4 介護保険法に基づく介護予防サービスに関する事業 5 介護保険法に基づく地域密着型介護サービス事業 6 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 および 地域生活支援事業 7 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 8 地域の児童、家庭を支援する事業 9 地域の交流を活性化する事業 10 その他、本会の目的を達成するために必要な事業 	
活動地域	瀬谷区	
収支の概要 及び 資産、負債等の概要	<p>【収支の概要】 (平成 25 年度)</p> <p>収入合計 198,695,684 円 支出合計 194,273,751 円 収支差額 4,421,933 円</p> <p>(平成 26 年度)</p> <p>収入合計 194,603,856 円 支出合計 197,375,381 円 収支差額 △2,771,525 円</p> <p>(平成 27 年度 (予算))</p> <p>収入合計 190,909,200 円 支出合計 189,071,099 円 収支差額 1,838,101 円</p>	<p>【資産、負債等の概要】 (平成 26 年度末)</p> <p>資産合計 110,616,659 円 負債合計 18,076,141 円 正味財産合計 92,540,518 円</p>

申出法人の指定基準適合表（指定基準3（公益要件）については、【資料1-4】参照）

	要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく
			判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	■認定履歴による確認	適合
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料1-4】参照	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員総数のうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員就任状況一覧	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用者である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員就任状況一覧	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	
指定基準5	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	-	
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	-		
指定基準7	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない		
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 仮認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	
(8) 次のいずれかに該当する法人			
ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	
備考1	縦覧期間中（平成28年1月29日（申出日）～平成28年2月29日）の市民からの法人に対する意見		無し
備考2	実態確認調査日		平成28年2月8日・平成28年2月22日

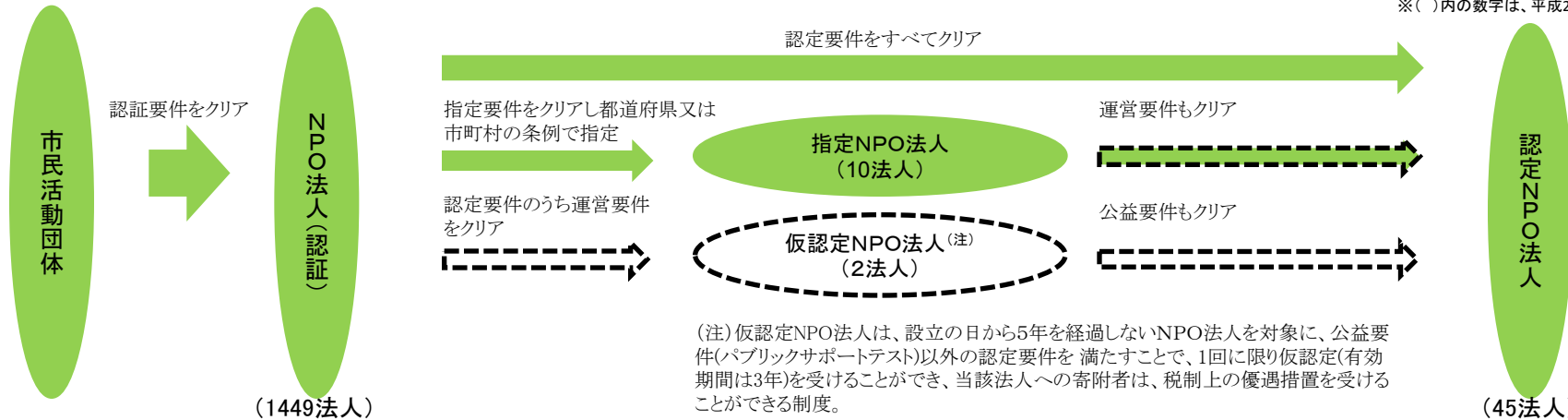
申出法人の公益要件に関する適合について

◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人ワーカーズわくわく
		法人による説明内容 (要約)
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である		
※ 次の(7)から(オ)の項目を総合的に判断		
(7) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■委託契約書 	<p>瀬谷区において、生活に困難を抱える子どもに対する学習支援や生活体験、対象となる家庭の保護者への相談支援・生活支援を横浜市から委託を受けて実施。</p>
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会・理事会の議事録 ■帳簿類 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年に市民団体として発足し、地域の課題や要望に応えながら事業を拡大し、23年間にわたり活動を継続してきた実績がある。 ・介護保険法や障害者総合支援法等に基づく公的な福祉サービスを行う指定事業者となることで、安定した収入を得ている。
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレット、広報誌 ■ホームページ 	<p>ホームページや区役所・地域ケアプラザにパンフレットを置くことで事業内容を紹介し、利用者を広く募っている。</p>
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■パンフレット、広報誌 ■ホームページ ■帳簿類 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に公的な制度の対象とならない住民を対象に、家事、外出支援、買物支援等の身近な手助けを行う「たすけあい事業」を、団体設立以来継続して実施している。 ・誰でも気軽に交流ができる場である「わくわくくつろぎサロン」や、地域交流を目的としたホームページ「瀬谷このみち」を運営し、地域交流の活性化に取り組んでいる。
(オ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■パンフレット、広報誌 ■ホームページ 	<p>介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく公的な福祉サービスを行い、地域福祉の増進に寄与している。</p>
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
(7) 行政から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■委託契約書 	<p>「瀬谷区支えあい家族支援事業」 委託内容：生活に困難を抱える子どもに対する学習支援や生活体験、対象となる家庭の保護者への相談支援・生活支援 委託元：横浜市（瀬谷区子ども家庭支援課） 委託期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日（毎年度更新）</p>
(イ) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■助成交付通知書 	<p>「瀬谷区社会福祉協議会年末たすけあい配分金」 助成内容：放課後等デイサービスにおける地域交流を目的とした餅つき大会への助成 助成元：瀬谷区社会福祉協議会（赤い羽根共同募金） 助成期間：平成27年12月19日</p>

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、平成28年3月1日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の6%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の4%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) <u>認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと</u>	税制上の優遇措置 (1) <u>個人が寄附をした場合(税額控除の場合)</u> 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、6%分が市民税から、4%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) <u>法人が寄附をした場合</u> 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) <u>相続人が寄附をした場合</u> 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) <u>当該NPO法人</u> みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間

条例の改正（予定）の内容について

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表の最後に追加します。

条例別表（平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人 ろばと野草の会	中区松影町 3 丁目 11 番地 の 2	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目 26 番 14 号	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 26 年 3 月 6 日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町 1,411 番地 の 5	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目 10 番 12 号	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 25 番地の 1	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 さくらんぼ	瀬谷区三ツ境 10 番地の 6	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 30 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 市民の会寿アルク	中区松影町 3 丁目 11 番地 の 2	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 30 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目 9 番地 の 9	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	中区真砂町 3 丁目 33 番地	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目 38 番 13 号	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ	神奈川区幸ヶ谷 4 番地	平成 27 年 1 月 1 日から 平成 32 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	瀬谷区瀬谷四丁目 30 番地 の 2	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 6 月 30 日まで

条例別表の最後に、今回指定の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地等を追加します。